

はじめに

令和 2 年から我が国においても大きな流行を繰り返した新型コロナウイルス感染症は、令和 5 年 5 月 8 日から感染症法における位置づけが 5 類感染症へと移行されました。移行時点で累計 3000 万を超える陽性者の報告があり、8 度にわたる流行が観察されました。5 類感染症へ移行した後も、感染者数の増減を繰り返しながら流行を引き起こしており、流行を前提とした対策へと変わりつつあります。

一方、ワクチンで予防可能な疾患のまん延防止のためには高い接種率の維持が必要となりますが、世界的には、COVID-19 の流行による定期予防接種ワクチンの接種率の低下が問題視されております。また、我が国では令和 4 年 10 月以降水際対策が大幅に緩和され、訪日外国人数が徐々に増加しており、令和元年以前の状態に戻りつつあります。それに伴い、疾患の流行も新型コロナウイルス流行以前の状態に戻る可能性があると考えられます。

このような背景から、公衆衛生上の感染症対策として、市町村が実施主体となっている定期予防接種事業の重要性が増しており、その着実な実施とその把握を目的とした本調査の意義が更に高まっています。

近年の我が国の予防接種をめぐる動きとしては、令和 5 年 4 月 1 日より、百日せきによる乳児の重症化予防を目的として、ジフテリア、百日せき、急性灰白髄炎及び破傷風の定期予防接種の対象者の接種開始月齢が 2 か月に変更されました。また、同日より、ヒトパピローマウイルス感染症の定期の予防接種において、9 価ワクチンが使用可能となりました。

平成 10 年度から実施している本調査においては、平成 18 年度からより精度の高いデータ収集方法に変更し、生年別接種完了率の算出等、各自治体の予防接種実施状況を集計・解析しています。日頃各機関で実践されている予防接種事業の確認やその課題と評価に当たり、「令和 5 年度埼玉県予防接種調査資料集」を御活用いただければ幸いです。

最後になりましたが、予防接種事業を推進するにあたり、御尽力をいただいております各関係機関の皆様方、データ報告の御協力をいただいております各市町村の担当者の皆様に深く感謝し、心からお礼申し上げます。

令和 6 年 3 月

埼玉県保健医療部長
表 久仁和